北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付要領

（目的）

第１条　この要領は、**北九州市空き家リノベーション促進事業**補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領における用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

⑴ 空き家取得後リノベ型　空き家の取得者等が市内業者と請負契約を締結し、補助対象工事を行う方式をいう。

⑵ リノベ済空き家購入型　買取再販事業者が補助対象工事を実施した空き家を売買により取得する方式をいう。

⑶ 要綱第２条第１項第３号に規定する取得者等の定義において、売買若しくは相続により取得又は賃借する者とは、次のアからエまでの者をいう。

ア　事前申込を行う日（以下「事前申込日」という。）の１２ヶ月以内に売買により取得した者（売買契約又は購入申込など書面による事前の手続きを行った者を含む。）

イ　相続により取得した者で、現にその住宅に居住していない又は事前申込日の１２ヶ月以内にその住宅に居住を開始した者

ウ　事前申込日の１２ヶ月以内に賃借を行った者（賃貸借の契約又は入居申込など書面による事前の手続きを行った者を含む。）

エ　リノベ済空き家購入型である場合は、事前申込日の１２ヶ月以内に売買により取得した者

⑷ 前号及び要綱第２条第１項第３号における相続には、３親等以内の親族間の生前贈与を含むものとする。

⑸ 要綱第２条第１項第３号に規定する取得者等には、取得者等の３親等以内の親族を含むものとする。

⑹ 要綱第３条第１項第１号に規定する若者世帯とは、事前申込日において補助金交付申請者が３９歳以下の世帯をいう。

⑺ 要綱第３条第１項第１号に規定する子育て世帯とは、事前申込日において１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者又は妊娠している者を有する世帯をいう。

⑻ 要綱第３条第１項第１号に規定する同居とは、親世帯の補助金交付申請者が子世帯（同号に規定する若者世帯又は子育て世帯に限る）と同一の補助対象住宅に居住することをいう。

⑼ 要綱第３条第１項第１号に規定する近居とは、親世帯の補助金交付申請者が市内の子世帯（同号に規定する若者世帯又は子育て世帯に限る）の居住地と同一小学校区または直線距離概ね４㎞以内の補助対象住宅に居住することをいう。

（補助金の交付対象工事）

第３条　要綱第５条第１項第２号に規定する一定規模以上とは、工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）が１００万円以上である工事をいう。

２　要綱第５条第２項に規定する補助対象工事の仕様・性能は、別表１に定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第４条　要綱第３条第１項第２号アにおける自らが居住するために工事を行う者等には、３親等以内の親族が居住するために工事を行う者を含むものとする。

２　要綱第３条第１項第２号イにおける自らが居住するために売買により取得した者には、３親等以内の親族が居住するために売買により取得した者を含むものとする。

（補助金の事前申込）
第５条　要綱第７条第１項に規定する別に定める期日とは、以下のとおりとする。
(1) 空き家取得後リノベ型　工事の着手の日
(2) リノベ済空き家購入型　空き家の取得の日の１２ヶ月以内

（補助金の交付申請）
第６条　要綱第８条第１項に規定する別に定める期日とは、以下のとおりとする。
(1) 空き家取得後リノベ型　工事の完了の日から起算して２０日を経過した日
(2) リノベ済空き家購入型　要綱第７条第２項の受付の日又は建物売買契約書に係る費用を支払った日から起算して２０日を経過した日
２　要綱第８条に規定する補助金交付申請書（兼実績報告書）に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金の交付申請を同時に行う場合は、第１号、第２号、第３号、第６号及び第７号に掲げる書類を省略することができる。
(1) 補助対象工事を行う住宅の位置図
(2) 補助対象住宅の建築年月（又は工事着手年月）を証する書類
(3) 耐震性能を有することを証する書類（本事業と併せて耐震改修工事を行った場合は、耐震改修工事が完了したことを証する書類）
(4) 取得者等であることを証する書類
(5) 賃借人が所有者の同意を得て工事を行う場合は、所有者全員の同意書（様式第８号）
(6) 補助金交付申請者の納税証明書（申請書提出日の３ヶ月以内に発行された原本）
(7) 施工業者（元請）代表者・役員リスト（様式第９号）
(8) 補助対象工事に係る施工箇所及び施工内容を記載した図面
(9) 空き家取得後リノベ型である場合は、補助対象工事の契約を明らかにする書類の写し（契約書、注文書等）及び補助対象工事に要する経費が確認できる明細書（見積書等）の写し
(10) 空き家取得後リノベ型である場合は、補助対象工事に要した経費に係る施工業者からの領収書の写し
(11) リノベ済空き家購入型である場合は、建物売買契約書の写し及び補助対象工事説明書（様式第１０号）
(12) リノベ済空き家購入型である場合は、建物売買契約書に係る費用を支払ったことがわかる書類
(13) 施工写真（使用する材料や設備機器等が、市が指定する仕様・性能を備えることを証する写真）
(14) 補助金交付申請者が若者世帯である場合は、補助金交付申請者の住民票の写し
(15) 補助金交付申請者が子育て世帯である場合は、補助金交付申請者の世帯全員の住民票の写し（出産予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の診断経過がわかる書類の写し）
(16) 補助金交付申請者が子世帯と同居・近居する親世帯である場合は、補助金交付申請者と子世帯の住民票の写し及び補助金交付申請者と子世帯の親族関係がわかる書類
(17) 自ら居住することがわかる書類
(18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付請求）
第７条　要綱第１０条第１項に規定する補助金交付請求書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
(1) 北九州市会計関係帳票規則第１４号様式
(2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（様式）
第８条　要綱に規定する様式は、別表２のとおりとする。
２　要領に規定する様式は、別表３のとおりとする。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。
この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
この要領は、令和２年４月１日から施行する。
この要領は、令和２年１１月１日から施行する。
この要領は、令和３年４月１日から施行する。
この要領は、令和４年４月１日から施行する。
この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

別表１（第３条関係　補助対象工事の仕様・性能）

<table>
<tr><th colspan="3">補助対象工事</th><th>仕様・性能</th></tr>
<tr><td rowspan="7">１　エコ工事</td><td rowspan="4">(1)　断熱工事</td><td>(ア)開口部</td><td rowspan="4">開口部（窓、玄関ドアなど）、外壁、屋根・天井又は床の断熱性能を現況より向上させるもの。</td></tr>
<tr><td>(イ)外壁</td></tr>
<tr><td>(ウ)屋根・天井</td></tr>
<tr><td>(エ)床</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 高断熱浴槽ユニットバス設置工事</td><td>JIS A 5532に規定する高断熱浴槽（4時間後の湯の低下温度が2.5℃以内）と同等以上の性能を有する浴槽を含むユニットバス設置を行うもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(3)　エコ住宅設備設置工事</td><td>(ア)節水トイレ</td><td>JIS A 5207に規定するⅡ型大便器（洗浄水量が6.5L以下）の性能と同等以上の性能を有すること。</td></tr>
<tr><td>(イ)節湯水栓</td><td>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく「建築物エネルギー消費性能基準」又は（一社）日本バルブ工業会自主基準を満たす節湯水栓であること。（節湯Ａ１・Ｂ１・Ｃ１、節湯Ａ・Ｂ・ＡＢの表示がされていること。）</td></tr>
<tr><td>(ウ)キッチン</td><td>節湯水栓又はビルトイン食器洗機（電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、組込型であるもの。）の機能を有するキッチンを設置するもの。</td></tr>
<tr><td>(エ)高効率給湯器</td><td>・電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
JIS C9220 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0 以上（ただし寒冷地仕様は2.7 以上）であること。
・潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）
給湯部熱効率が 94%以上であること。
・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）
連続給湯効率が 94%以上であること。
・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）
熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期（電気ヒートポンプの JIS 基準に定める中間期）の COPが 4.7 以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が 94%以上であること。</td></tr>
<tr><td>(オ)太陽熱利用システム</td><td>強制循環式のもので、JIS A4112：2011 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">２　一般工事</td><td>同表１に掲げる工事を含む一定規模以上の工事を行うもの。</td></tr>
</table>

別表２（第８条関係　要綱に規定する様式）

要　綱	名　称	別記様式
第７条第１項	北九州市空き家リノベーション促進事業事前申込書	様式第１－１号
第８条 第１３条	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(変更)交付申請書兼実績報告書（兼申請等事務代行届）	様式第１－２号
第９条第１項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付決定通知書（兼額確定通知書）	様式第２号
第９条第２項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金不交付決定通知書	様式第３号
第１０条第１項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付請求書	様式第４号
第１１条第３項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付決定取消通知書	様式第５号
第１２条第１項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金事前申込取下げ届	様式第６号
第１４条第１項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金返還命令書	様式第７号

別表３（第８条関係　要領に規定する様式）

要　領	名　称	別記様式
第６条	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金同意書	様式第８号
第６条	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金施工業者（元請）代表者・役員リスト	様式第９号
第６条	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金補助対象工事説明書	様式第１０号